



# 秘密保護法は丸ごと断固阻止！

## どんな修正も付帯決議も歯止めにならない

安倍政権は、10月15日開会の臨時国会に「秘密保護法案」上程を策動しています。この法案は、戦前の治安維持法・軍機保護法を上回る憲法違反、国民弾圧の悪法です。何としても、丸ごと、断固葬り去らなければなりません——。10月10日に開催した「秘密保護法阻止10.10シンポジウム」に結集した110余人の参加者は、その決意を固めあいました。

### >丸ごと阻止しなければならない2つの理由<

1つは、憲法を踏みにじる悪法だからです。憲法は「表現の自由」に代表されるように、国民をあらゆる束縛から解放することを保障し、また国家情報の公開を原則としています。

この意味では、個別法そのものが、憲法の保障や原則を限定的に制限する性格を帯びています。とりわけ民衆取締りの目的を体した法律においては、その性格を強くもっています。従って、立法段階でどのように粉飾されようとも、それに惑わされることなく、丸ごと阻止しなければならないのです。

2つは、法は必ず独り歩きするからです。成立の事前あるいは事後に、どのように歯止めをかけても、一旦成立すると権力の目的によって際限なく拡大解釈され、歪曲適用され、ひいては冤罪を引き起こすのです。これは軍機保護法が踏みつけてきた道であり、裁判所までが墨付きを与えてきた道です。

いま法律の拡大解釈・適用どころか、憲法までが歪曲され、憲法9条があるにもかかわらず防衛省や自衛隊が法によって大手を振り、さらに軍機保護法の再来を求めていることによって一層明らかです。

法が出来れば、その法を拠り所として官僚機構が増殖し、官僚機構ができるほど貪欲に予算を抱え込み、それが戦争への道を開く実行部隊となるのです。軍機保護法によって引き込まれた「あの道」を二度と造らせないために、粉飾に惑わされることなく、丸ごと阻止しなければならないのです。

会報

号外

2013年  
10月13日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

◇事務局 千代田区労働組合協議会

101-0051 千代田区神田神保町3-2 カライトビル7F

T:03-3264-2905 F:03-3264-2906 chyda-kr@f8.dion.ne.jp

# 宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の再来を許すな

## “秘密保護法”阻止 10.10 シンポジウム・アピール

再び「戦争への道」を許してはならない。

再び「スパイ冤罪」事件を引き起こしてはならない。

今、安倍政権が画策している「秘密保護法」を阻止するために、戦争に反対し、「平和」を希求するすべてのみなさんが、立ち上がることを呼びかける。

72年前の1941年12月8日、「スパイ容疑」で検挙された北海道帝国大学生・宮澤弘幸は、「軍機保護法」違反として、大審院で懲役15年の判決を受け、極寒の網走刑務所に収監され、戦後釈放されたが1年半後衰弱死した。事実上の獄死だった。宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんは、86歳の今もなお、「スパイの家族」として苦しみの日々を送りつつ、北海道大学に対しては、兄・宮澤弘幸を守ることが出来なかったことに対する謝罪と総括を求めている。この要求実現を目指す。

軍機保護法違反と断罪された宮澤弘幸が探知・漏泄したとされる証拠は何ら示されず、容疑事項の何が何故軍事秘密なのかの判示さえない。例えば宮澤が漏泄したとされる根室の海軍飛行場は、太平洋横断飛行のリンドバーグが飛来して以来、天下公知の存在だった。

軍機保護法を戦争推進法規に抜本改正した議会では、貴族院、衆議院の審議を通じ、政府は「臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用する」との趣旨で繰り返し約束し、附帯決議では「軍事上の秘密とは不法手段でなければ探知できない高度の秘密であって、これを侵害する者のみに適用する」（要約）と限定していた。しかし一度成立した軍機保護法は、附帯決議も法理も無視して牙をむき出し、国民を弾圧する武器となった。

今、安倍政権が画策している秘密保護法はどうか。原案は特定秘密の範囲は①防衛②外交③特定有害活動防止④テロ活動防止——とし、対象は公務員だけでなく一般国民も含め、何を秘密とするかは行政機関の長が指定するとしている。さらに「適性評価制度」を設け、特別秘密を取り扱う人の適性を確認するために、出生・学歴・外国渡航歴から借金・病歴にいたるプライバシーを徹底調査するとしている。

これでは、戦前の軍機保護法以上ではないか。「報道の自由に十分配慮」などと装っても、何の保障にもならないことは明確である。第二、第三の宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」が引き起こされることは間違いない。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」の第9条を制定した。今こそ、日本国憲法に基づき、「戦争への道」につながる秘密保護法は、何としても阻止しなければならない。

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の再来を許さぬために——。

2013年10月10日

### 秘密保護法阻止 10.10 シンポジウム「この道は、いつか来た道」

呼びかけ団体 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・  
新聞労連・新聞OB九条の会・千代田区労働組合協議会・  
日本ジャーナリスト会議（JCJ）・自由法曹団・週刊金曜日

# 秘密保護法は軍機保護法がきた道

安倍政権は、次の臨時国会で秘密保護法の上程を狙っています。法案化は着々で、争点の一つである表現の自由・報道の自由を一部織り込むなど懐柔を図り目先のふれを誘っていますが、そんな装いに騙されてはいけません。一度成立すると建前や前提を無視して独り歩きするのが「国家秘密」法です。かつての軍機保護法が踏んだ道です。

軍機保護法は1899年7月15日に公布され、1937年盧溝橋の年にスパイ罪法規に抜本改定され、同年10月10日に施行された戦争推進法規です。いま、秘密保護法は、この前来たこの道を行こうとしているのです。

(旧)軍機保護法を知ることとは秘密保護法の正体・危険性を知ることです。なぜなら軍機保護法と秘密保護は瓜二つだからです。

## 何が秘密かは、秘密を持っている権力者が決める

軍機保護法は、その第1条第2項で、秘密の種類範囲を「陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定しています。伝えられる秘密保護法では、「情報を保有する行政機関」とされています。軍の秘密を持っているのは軍であり、行政の秘密を持っているのは行政機関であり、同じ権力発想です。共に第三者による歯止めの規定はありません。

## 秘密の種類および範囲は野放図に広がる

軍機保護法は、その第1条第1項で、「作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件」と規定しています。伝えられる秘密保護法では、「国の安全 外交 公共の安全及び秩序の維持」とされています。共に漠然として広範囲で個別具体的に組み込もうとすれば何でも入ります。前者では「其ノ他」が隠れ蓑で、旅先で見聞いた公然周知の建造物や出来事までが秘の内であるとされ、有罪にされました。

秘密保護法では「具体的事項を別表等で列挙、指定行為で更に限定・明確化」とされているといいますが、実際にはどうでしょう。軍機保護法でも施行規則で列挙されていますが、「作戦、用兵、動員、出師」の枠を超えた一般「軍事施設」にまで広げ、より漠然と広範囲に網を張りました。後述の宮澤弘幸らが囚われたのも、この網でした。

## 秘か否かは検証も議論もできない

軍は秘の内容を明かすことを閣議の席でも拒否しました。内容を明かせば、秘が秘でなくなるからです。秘が民主主義に反する最大の理由はここにあります。一度、軍が秘と決めれば、その妥当性を議論することも検証することもできません。一度、嫌疑をかけられると潔白を証明することも至難となります。

軍機保護法嫌疑の裁判は非公開で、被告人に容疑事実を告げることさえ端折られ、弁護資料を集めることも「秘」を理由に制限され、裁判所も被告人・弁護側に立つことありませんでした。証人さえ立てられません。たとえば「その伝聞は船中で隣合わせた人から秘と知らずに聞いた」と言っても、隣り合わせた人は「その通りです」とは言えません。もし言えば、その人が秘を漏らしたことになり逮捕されるからです。

行政情報公開の原則と真っ向から対立し、公開原則の否定に根拠を与



山野井孝有  
真相を広める会代表



臺 宏士  
毎日新聞社会部記者



北村 肇  
「週刊金曜日」代表



小林 秀治  
千代田区労協議長

えるのが、軍機保護法の生まれ代わりとなる秘密保護法なのです。

## 立法の低姿勢と制法の独り歩き

新聞報道等では、表現の自由・報道の自由以外でも、有識者会議の議論には「秘密取得行為の処罰は、窃盗、不正アクセス、暴行、脅迫等、犯罪行為等を手段とするものに限定する」等々と歯止めが盛り込まれているといえます。

本当でしょうか。軍機保護法の立法過程（1937年抜本改定時）では、極めて丁寧に真摯な軍及び司法当局による議会答弁がありました。

秘密の種類範囲が野放図に広がる懸念に対しては「統帥事項又ハ統帥ト密接ナル関係ヲ有スル事項ニ関スル高度ノ秘密ヲイフ」と歯止めを明言、探知罪の対象も「不正手段ヲ以テ是等ノ秘密ヲ探知収集スル者ヲ処罰スル」と故意犯に限定しています。「統帥」とは先の条文にあった「作戦、用兵、動員、出師」にかかわる天皇大権のことです。

つまり軍（国家）の存亡にかかる高度の秘密を暴こうとする稀代の悪行のみを摘発し罰するのが立法の目的であり、厳罰を規定することで悪行を未然に抑止するところに意味がある、ということです。この結果、この答弁を付帯決議として明文化することで合意に達し、軍の原案通りに抜本改定が成立しました。

ところが法として制定された途端、軍機保護法は独り歩きを始めました。付帯決議は成立後見向きもされず、運用にあたっては完全に無視されました。秘密の種類、範囲はより「低度」のものにどんどん押し広げられ、不正手段を伴うか否かには関係なく、たまたま「見たこと聞いたこと」が探知罪に問われ、「話したこと」が漏泄罪に問われました。「見ざる聞かざる言わざる」に反すればみな罪人にされたのです。

## 軍機保護法と冤罪を知る「真相を広める会」パンフを

この典型が「宮澤・レーン『スパイ冤罪』事件でした。わたしたちは、この冤罪事件及び軍機保護法の実相を徹底解明し、二つの冊子『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判』『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知って欲しい』にまとめております。ぜひお読みください。連絡いただければ送ります。

2013年10月10日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局 101-0051 千代田区神田神保町 3-2 サンライトビル7階

TEL:03-3264-2905 FAX:03-3264-2906 e-mail:chyda-kr@f8.dion.ne.jp



西本 武志  
日本勤労者山岳連盟会長



大住 広人  
真相を広める会幹事



山本 玉樹  
真相を広める会代表

\*\*\*\*\*

## 10.10 シンポジウムプログラム 2013年10月10日・市ヶ谷「エデュカス東京」

『レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日』（1993年制作）ビデオ上映  
「真相広める会」からの問題提起＝山野井孝有・真相を広める会代表／基調報告「秘密保護法」の危険性＝臺宏士・毎日新聞社会部記者／参加者からの意見表明＝北村肇・週刊金曜日代表、小林秀治・千代田区労協議長、西本武志・日本勤労者山岳連盟会長、日比野敏陽・新聞労連委員長（メッセージ）／パンフ「冤罪の構図」発行の目的＝大住広人・真相を広める会幹事／まとめ・閉会あいさつ＝山本玉樹・同代表／秘密保護法阻止 10.10 シンポジウムアピール＝福島清・同事務局長  
＜参加者＞112人 ＜真相広める会の活動支援カンパ＞46,500円